

令和3年6月泉南市農業委員会定例会

令和3年6月11日 午後1時30分
市役所別館 1階 会議室1・2

・ 出席委員
(農業委員)

山下 博	田中 秀和	宮内 栄作
杉野 榮一	東 和宏	宮下 明
森谷 豊	中野 吉次	上野 寛治
馬場 定夫	田中 一寿子	

・ 欠席委員
(農業委員)

藪内 與四男	伊藤 喜久	池上 安夫
--------	-------	-------

(推進委員)

根岸 善洋	西浦 賢二	戎野 繁
山本 芳男	吉積 弘行	角辻 健二

事務局 それでは定刻には少し早いですが、お揃いのようなので、ただ今より令和3年6月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、藪内委員、伊藤委員、池上委員より欠席の届出が出ております。出席委員については現在14名中11名で過半数以上出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員については緊急事態宣言期間の為、今回も出席を見合わせていただいておりますので、ご了承の程よろしくお願い致します。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしくお願い致します。

会 長 みなさん、ご苦労様でございます。農繁期の忙しい中、また緊急事態宣言の中、泉南市農業委員会6月定例会にご出席いただきましてありがとうございます。

先月の定例会でワクチンを接種して下さいとお話しました。私は6月4日に2回目の接種をしまりました。皆さんはいいかがですか。

会 長 ワクチン接種を終了したという事で、私も一応安心しております。
また、今年の田植えについては、もう済んでいるか、最中というところかと思いますが、今年もウンカが発生し、流行るだろうという情報が入っておりますので、気を付けてやっていただきたいと思います。
本日もなるべく簡潔に会議を進めたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。本日は議案が2件、報告案件が2件でございます。それでは議案に入っていきます。

会 長 それではこれより議事に入ります。
まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、9番 宮下委員、12番 上野委員をお願いいたします。
以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、令和3年議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和3年議案第16号1件について朗読する。
議案第16号につきまして、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員 先日、6月1日に事務局の方と現地確認に行っていました。現在は草枯らしをかけていて、別に問題ないかと思います。

事 務 局 ありがとうございます。事務局から議案第16号について補足説明させていただきます。申請地は、相続された農地でありながら営農意欲が無く、隣地の営農者に耕作管理を任せていましたが、高齢により耕作者から農地を返された為、資産管理の運営検討した結果、国の施策である脱炭素削減の一環である太陽光発電設備の設置を行う事となりました。

事務局 農地区分については、水道管等が埋設された幅員4m以上の道路の沿道にあり、500m以内に小学校と病院がある為、第3種農地と判断しております。設置パネル枚数は300枚、設置容量は111.0kwです。設置費用につきましては、約1,300万円を要しますが、すべて自己資金で賄います。

地元水利組合とは協議済みで同意をいただいております。また、隣地同意も併せていただいております。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 よろしいですか。ご質問、ご意見ございますか。

会長 それでは質疑がないようですので、議案第16号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第16号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第16号は原案のとおりする許可することといたします。

会長 続きまして、令和3年議案第17号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和3年議案第17号1件について朗読する。

議案第17号につきましては、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 6月8日午後2時に事務局の方と現場を見に行ってきました。現在の状況は、半分は夏野菜を植えていまして、残りの半分は50cm程の雑草

〇〇委員 が生えていました。以上です。

事務局 ありがとうございます。事務局から議案第17号について補足説明させていただきます。本件につきましては、5月6日に貸し手と借り手両者にヒアリングを行いました。借り手はこれまでの〇〇で営んでいた家業を閉め、直売所出荷を目指して農業をしたいと思い、泉南で新たに農地を借り受けることとなった経緯があります。過去に〇〇市で親が所有していた農地で農作業従事の実験があり、当該農地では里芋、玉ねぎ、水ナス等の野菜を栽培する予定となっております。以上です。

会長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

〇〇委員 この辺りの水というのはどこからですか。

事務局 〇〇池の水が〇〇の横を通っていて、昔コンビニで現在は福祉関係になっている所から申請地のあるこちら側に渡ってきていると思います。

〇〇委員 経営面積が0㎡でも借りることはできるんですか。

事務局 利用集積については、下限面積は関係ありません。農地を農地としてきちんと維持できるという見込みがあれば下限面積に関係なく利用権の設定ができます。今回は初めてという事もありますので、まずは3年で設定し、3年後に今後も続けていくというのであれば利用権の設定を継続して行うという事になるかと思えます。

補足として農業経験が無いので、泉南市の農業塾で経験を積んで、その後利用集積をするという方もいます。また、今回の場合ですと、親の農地で手伝いをしながら農業経験を積みまれています。また、そういった方と事前に会長、地区農業委員、事務局で面談をしていけば、段階を踏まなくても貸す事は可能かと思えます。ですので、農業をやりたいという方がいれば、委員さんから声をかけていただければ農地の斡旋はできますのでよろしくお願ひします。

〇〇委員 借り手の年齢はおいくつですか。自宅から通うのですか。

事務局 60歳です。奥様が59歳で、年間220日間くらいの農作業従事の予定で、他に必要な作業があればその都度自宅から通うと聞いています。

会長 直売所に出荷するとのことですので、夏場などは毎日になってくるかと思っておりますので、そこが少し心配だなと思っております。

会長 よろしいですか。他にご質問、ご意見ございますか。

会長 それでは質疑がないようですので、議案第17号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第17号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第17号は原案のとおり決定することといたします。

会長 次に、報告事項に入ります。令和3年報告第11号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 令和3年報告第11号4件について朗読する。報告第11号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。

No. 1. 3につきましては、当該農地は、もともと譲渡人の母親が主たる従事者でありましたが、肝炎との医師の診断書が提出され、3月4日付で都市政策課から生産緑地取得のための斡旋依頼があり、3月定例会にて買取り確認された農地です。譲受人は、不動産賃貸を営む法人で、転用後は露天駐車場として整備し、駐車場として貸し出すものです。

No. 2につきましては、もともと小作人が主たる従事者でありましたが、農地法第18条の届出が提出され、譲渡人の夫が主たる従事者になりましたが、不整脈により軽作業に限るとの医師の診断書が提出されたため、3月4日付で都市政策課から生産緑地取得のための斡旋依頼があり、3月定例

事務局 会にて買取り確認された農地です。譲受人は、不動産を営む法人であり現在使用している資材置場が手狭となっており、申請地を露天資材置場に整備するものです。

No. 4につきましては、主たる従事者の死亡に伴い、3月16日付で都市政策課から生産緑地取得のための斡旋依頼があり、4月定例会にて買取り確認された農地です。譲受人は、不動産を営む法人であり、転用後は住宅用地として開発します。

住宅開発については、2工区に分かれ、1つ目は8戸の分譲住宅として、2つ目は4戸の分譲住宅として整備されるものです。本市審査指導課並びに広域まちづくり課において、3月5日付で事前協議も完了しております。汚水排水については、合併浄化槽にて処理し、新たにできる街渠水路を通り、集約された処理水を塩ビ管250mmの管渠から既設水路に放流します。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 No. 4について、水路は無いのですか。

事務局 既存の水路に最終的に放流するのですが、開発区域内については下水道課から指導をしております。今は暗渠にしていますが、開発区域内の道路側溝の街渠水路を通して集約したものを塩ビ管250mmの管渠から既設水路に接続し放流します。地元水利の同意もいただいています。

会長 その水路は暗渠なんですね。きちんとした暗渠であればいいのですが、もし、オープンな所があれば、塩ビ管の中を掃除するのが大変かと思って。

事務局 そのこの所管は下水道課になりますので、もし詰まりが起これば下水道課で対応になるかと思えます。当然、同地元水利の同意もいただいています。

会長 よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第11号を終了します。

会 長 続きまして、令和3年報告第12号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和3年報告第12号3件について朗読する。報告第12号につきまして事務局より作付け状況を報告させていただきます。

No. 1・2につきましては、5月10日に〇〇委員と現地確認を行っております。当該農地は、姉妹が所有しており、妹が農地管理を行っております。どちらとも下草を刈り、果樹を植えています。一部、季節野菜の栽培を行っていました。

No. 3につきましては、5月26日に〇〇委員と現地確認を行っております。3枚とも耕し、植付け準備を行っておりました。以上です

会 長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。

特に発言がないようですので、以上で報告第12号を終了します。

会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

職 務 代 理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これをもちまして6月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、7月9日（金）場所は、市役所別館1階 会議室1・2です。どうも長時間ありがとうございました。

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和3年6月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____